

自動車整備業における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11～12	钣金修理で入庫の車両右ドアのメッキパネルをカッターで剥がす作業をしていて、手元に力を入れ過ぎて滑り、左手小指を切ってしまった。	32～29	10～29
3	20～21	自社工場内において、ハンマーを使って鉄板を伸ばす作業をしていたところ、鉄板を押さえていた左手小指を誤ってハンマーで叩いてしまい負傷した。その後も就業を続けていたが、患部にばい菌が入り手術が必要となった。	36～99	50～99
4	13～14	社内工場内で整備者A、整備者B（被災者）とで大型トラックのトラニオンのピン脱着作業中、ピンの先に整備者Bが大ハンマーの頭部分をあて、整備者Aがその頭部分を別の大ハンマーで打ち込みしていたとき、整備者Aのハンマーの頭部分が柄からはずれ、トラックの荷台の床板とフレームにはねかえりながら整備者Bの右顔面に当たった。	46～9	1～9
4	15～16	会社の工場で車（普通車）のドアパネルを钣金していて反動で骨折した。	36～9	1～9
5	11～12	職場の修理工場内において、車のボディのゆがみを直すためパイプレンチで修正をしていた際、車の下からかなりの力で引っ張っていた時、腰の骨がずれて動けなくなってしまった。	55～9	1～9
6	10～11	工場内で車検整備中、左足周りのキングピンにサビがあり、キングピンを固定しているクサビボルトを取り外そうとしていたら、ボルトが固着していたため、電動ドリルを使い、ボルトを削り取る作業中、ドリルの刃が噛み込み、その反動で電動ド	49～	1～

		リル自体が逆転してしまい、握っていた左手が回されて指が離れなかった。そのため、指が曲がったままだったので折れしまった。		9
9	13～ 14	駐車場で、スペアタイヤ交換中、タイヤホイールナットが緩まず、力を加えた時、使用していた工具（レンチ）が一回転して、右手薬指にあたった、さほど痛みが無かった為、そのうち治るだろうと思い、放置していたら悪化した。	36	10 ～ 29
10	11～ 12	工場内においてトレーラーの荷台床補修作業を実施していた際、床板を全てはがしてフレームと桁のみの状態で作業中、本来は足場板を固定した上で作業を行うところ、固定せずに左手に工具を持ったまま移動し、バランスを崩して落下した。1m程度の高さの為、両足で着地したが、工具を握ったままの左手をフレームに強くぶつけてしまった。その際に左手薬指と小指がフレームと工具の間に挟まれ骨折した。	20	50 ～ 99
10	14～ 15	工場敷地内で3トントラックのリヤパワーゲート上部を、電動カッターで切断作業中に切断部位が下がらないように右手でマイナスドライバーを持ち切断部に差し込んでもらい、固定して切断していた時に切断面からカッターが左に弾かれ左側でドライバーを持っていた被災者の右手甲を負傷させた。	63	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html